





(様式②-1) 平成 28 年度 事業 計画 書 (局・統括本部)

[ ことば青少年局 ことば家庭課 ]

事業名		
1 款	1 項	1 目
母子父子寡婦福祉資金貸付事業 (母子父子福祉資金)		

特記事項	
中期計画-戦略	
中期計画-基本政策	
新規拡充	

戦略番号	
戦略番号	

基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	貸付金収入	繰越金	市債	一般財源
28年度	477,108	0		477,107	1		0
補助事業 単独事業		補助率	%				
27年度	477,108	0		477,107	1	0	0
増△減	0	0	0	0	0	0	0

歳出	24年度	25年度	26年度
予 事業費	543,800	516,604	448,025
算 市債+一般財源	0	0	0
決 事業費	397,511	366,683	348,355
算 市債+一般財源	0	0	0

歳出	29年度	30年度
予 事業費	477,108	477,108
算 市債+一般財源	0	0

方針に関する決裁 種別)  
有 ( ) 無 ( )

【 事業の概要及び28年度実施内容 】

- ・ 事業目的  
母子及び父子に必要な資金を貸し付けることにより、母子世帯及び父子世帯の経済的自立を図るとともに、扶養されている児童の健全な育成を促す。
- ・ 事業内容  
母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子世帯及び父子家庭に事業開始資金をはじめ修学資金など12種の資金を貸付け、上記の目的を推進する。
- ・ 財源の構成及び内訳

- A 繰入金
  - a 貸付金充当繰入 (28年度は繰入れません)
  - b 事務費充当繰入
- B 貸付金元利収入
- C 繰越金
- D 市債(国庫貸付金) (28年度は借入れません)
- E 諸収入

【 実績の推移・今後見込み 】

	23年度実績	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度見込	28年度見込	29年度見込
金額 (千円)	413,693	397,510	366,683	349,901	477,108	477,108	477,108
件数 (件)	871	822	764	733	1,030	1,030	1,030

【 事業費の内訳 】

(単位：千円)

	28年度	27年度	差 引
母子父子福祉資金貸付	477,108	477,108	0

【 事業スケジュール 】

- ・ 母子父子福祉資金貸付  
年間を通して申請を受け付け、決定し、貸し付ける。

【 事業開始年度 】

昭和28年度

【 根拠法令 】

- 国：母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年7月1日 法律第129号)  
母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年7月1日 政令第224号)  
母子福祉法の施行について(昭和39年8月5日 厚生省児童家庭局長通知)
- 市：母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則(昭和39年10月5日 規則第130号)

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	ことば家庭係
	谷口 千尋	八木 慶子	白鳥 絵美

( ことば青少年局 - )

## 事業評価書

<b>事業名</b>	1 款 1 項 1 目 母子父子寡婦福祉資金貸付事業 (母子父子福祉資金)	<b>所管課</b>	こども青少年局こども家庭課				
<b>事業概要 (Plan)</b>	<b>実施根拠</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 法令 <input type="checkbox"/> 条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/> 要綱 <input type="checkbox"/> 中期計画〔戦略〕 <input type="checkbox"/> [施策] <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> その他 法令等の名称 母子及び父子並びに寡婦福祉法 等					
	<b>目的 (事業開始の経緯)</b>	昭和39年に母子福祉施策の中心となる「母子福祉法」が成立（後に「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改正される）し、都道府県（政令市）は、配偶者のない女子及び男子の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、その子どもの福祉の増進のため、資金を貸し付けることとなった。					
	<b>事業内容</b>	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子世帯及び父子家庭に事業開始資金をはじめ修学資金など12種の資金を貸付け、上記の目的を推進する。					
<b>事業実績 (Do)</b>	<b>達成指標</b>	指標名(単位)	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度目標	
		貸付件数 (件)	822	764	733	1,030	
	<b>予算額・執行額、事業費の推移</b>		24年度	25年度	26年度	27年度	
		予算額	543,800千円	516,604千円	448,025千円	477,108千円	
		執行額	397,511千円	366,683千円	348,355千円	—	
		差▲引	146,289千円	149,921千円	99,670千円	—	
		執行率(%)	73%	71%	78%	—	
		人件費	一般職職員	1.0人	1.0人	1.0人	1.0人
			再任用職員				
概算人件費	8,692千円		8,375千円	8,728千円	8,728千円		
	総事業費	406,203千円	375,058千円	357,083千円	485,836千円		
	増▲減	—	▲ 31,145千円	▲ 17,975千円	128,753千円		
<b>評価の視点による点検・検証 (Check)</b>	<b>必要性・妥当性</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 必要である <input type="checkbox"/> 必要性に課題がある <input type="checkbox"/> 必要性が低い 母子父子寡婦福祉資金は、母子家庭及び父子家庭の自立の促進と福祉の増進のために必要である。					
	<b>有効性</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 成果・効果が上がっている <input type="checkbox"/> 成果・効果を上げる余地がある <input type="checkbox"/> 成果・効果が上がっていない 母子家庭及び父子家庭に必要な各種の資金を貸し付けることにより、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るとともに、その扶養されている児童の福祉を増進する。					
	<b>効率性・類似性</b>	<input type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がない 貸付実績に基づく積算のため					
	<b>市民等外部意見を反映する仕組みと反映状況</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ひとり親家庭自立支援計画等の策定の際に実施する意見公募や横浜市政に関する市民からの提案。					
<b>自己評価 (Action)</b>	<b>自己評価</b>	母子父子寡婦福祉資金は、修学、就学支度資金の貸付けを中心に、母子家庭及び父子家庭の自立の促進と福祉の増進のために有効に活用されている。					
	<b>今後の方向性 (現状の課題と解決に向けた取組)</b>	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止 貸付の利用者が主に収入の低い世帯であるため、償還が滞るだけでなく、多重債務やさらには自己破産に陥る危険性もある。そのような状況にならないよう厳正な貸付要件の審査や効果的・効率的な償還指導が必要である。					

温暖化対策（緩和策・適応策）に関する評価			
<b>事業の分類</b>	【緩和策】 温室効果ガスの削減・吸収に 寄与しない	【緩和策】 の分類を選択してください	分野
	【適応策】 気候変動による環境変化への適応に 寄与しない	【適応策】 の分類を選択してください	分野
	理由	地球温暖化対策と関連付けることは難しい事業です。	
実行計画との関連	27年度時点で横浜市地球温暖化対策実行計画の 対象事業ではない		

（様式②-1） 平成 28 年度 事業 計 画 書 （局・統括本部）

[ こども青少年局 こども家庭課 ]

事業名		
1 款	1 項	2 目
母子父子寡婦福祉資金貸付事業 （寡婦福祉資金）		

特記事項	
中期計画-戦略	
中期計画-基本政策	
新規拡充	

戦略番号	
戦略番号	

基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	

（単位：千円）

区 分	金 額	財 源 内 訳				一 般 財 源 等	
		国	県	貸付金収入	繰越金	市債	一般財源
28年度	21,014	0		21,013	1	0	0
補助事業							
単独事業		補助率	%				
27年度	21,014	0		21,013	1	0	0
増△減	0	0	0	0	0	0	0

歳出	24年度	25年度	26年度
予 事業費	34,944	34,932	21,014
算 市債+一般財源	0	0	0
決 事業費	18,112	18,394	15,110
算 市債+一般財源	0	0	0

歳出	29年度	30年度
予 事業費	21,014	21,014
算 市債+一般財源	0	0

方針に関する決裁 種別( )  
有 ( ) 無 ( )

【 事業の概要及び28年度実施内容 】

- ・ 事業目的  
寡婦に必要な資金を貸し付けることにより、寡婦世帯の経済的自立を図るとともに、扶養されている子の健全な育成を促す。  
※寡婦：配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのあるもの。
- ・ 事業内容  
母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、寡婦世帯に事業開始資金をはじめ修学資金など12種の資金を貸付け、上記の目的を推進する
- ・ 財源の構成及び内訳
  - A 繰入金
    - a 貸付金充当繰入 (28年度は繰入れません)
    - b 事務費充当繰入
  - B 貸付金元利収入
  - C 繰越金
  - D 市債（国庫貸付金） (28年度は借入れません)
  - E 諸収入

【 実績の推移・今後見込み 】

	23年度実績	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度見込	28年度見込	29年度見込
金額 (千円)	18,286	18,111	18,394	15,110	21,014	21,014	21,014
件数 (件)	30	33	31	28	39	39	39

【 事業費の内訳 】 (単位：千円)

	28年度	27年度	差 引
寡婦福祉資金貸付	21,014	21,014	0

【 事業スケジュール 】

- ・ 寡婦福祉資金貸付  
年間を通して申請を受け、決定し、貸し付ける。

【 事業開始年度 】

昭和 28 年度

【 根拠法令 】

- 国：母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年7月1日 法律第129号）  
母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年7月1日 政令第224号）  
母子福祉法の施行について（昭和39年8月5日 厚生省児童家庭局長通知）
- 市：母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和39年10月5日 規則第130号）

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	こども家庭係
	谷口 千尋	八木 慶子	白鳥 絵美

（こども青少年局 一）

## 事業評価書

<b>事業名</b>	1 款 1 項 2 目 母子父子寡婦福祉資金貸付事業 (寡婦福祉資金)	<b>所管課</b>	こども青少年局こども家庭課				
<b>事業概要 (Plan)</b>	<b>実施根拠</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 法令 <input type="checkbox"/> 条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/> 要綱 <input type="checkbox"/> 中期計画〔戦略〕 <input type="checkbox"/> [施策] <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> その他					
	<b>目的 (事業開始の経緯)</b>	法令等の名称 母子及び父子並びに寡婦福祉法 等 昭和39年に母子福祉施策の中心となる「母子福祉法」が成立（後に「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改正される）し、都道府県（政令市）は、配偶者のない女子及び男子の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、その子どもの福祉の増進のため、資金を貸し付けることとなった。					
	<b>事業内容</b>	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、寡婦家庭に事業開始資金をはじめ修学資金など12種の資金を貸付け、上記の目的を推進する。					
<b>事業実績 (Do)</b>	<b>達成指標</b>	<b>指標名(単位)</b>	<b>24年度実績</b>	<b>25年度実績</b>	<b>26年度実績</b>	<b>27年度目標</b>	
		貸付件数(件)	33	31	28	39	
	<b>予算額・執行額、事業費の推移</b>		<b>24年度</b>	<b>25年度</b>	<b>26年度</b>	<b>27年度</b>	
		予算額	543,800千円	516,604千円	448,025千円	477,108千円	
		執行額	397,511千円	366,683千円	349,901千円	—	
		差▲引	146,289千円	149,921千円	98,124千円	—	
		執行率(%)	73%	71%	78%	—	
		人件費	一般職職員	1.0人	1.0人	1.0人	1.0人
			再任用職員				
概算人件費	8,692千円		8,375千円	8,728千円	8,728千円		
	総事業費	406,203千円	375,058千円	358,629千円	485,836千円		
	増▲減	—	▲ 31,145千円	▲ 16,429千円	127,207千円		
<b>評価の視点による点検・検証 (Check)</b>	<b>必要性・妥当性</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 必要である <input type="checkbox"/> 必要性に課題がある <input type="checkbox"/> 必要性が低い 母子父子寡婦福祉資金は、寡婦家庭の自立の促進と福祉の増進のために必要である。					
	<b>有効性</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 成果・効果が上がっている <input type="checkbox"/> 成果・効果を上げる余地がある <input type="checkbox"/> 成果・効果が上がっていない 寡婦家庭に必要な各種の資金を貸し付けることにより、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るとともに、その扶養されている児童の福祉を増進する。					
	<b>効率性・類似性</b>	<input type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がない 貸付実績に基づく積算のため					
	<b>市民等外部意見を反映する仕組みと反映状況</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ひとり親家庭自立支援計画等の策定の際に実施する意見公募や横浜市政に関する市民からの提案。					
	<b>自己評価</b>	母子父子寡婦福祉資金は、修学、就学支度資金の貸付けを中心に、寡婦家庭の自立の促進と福祉の増進のために有効に活用されている。					
<b>自己評価・今後の取組 (Action)</b>	<b>今後の方向性 (現状の課題と解決に向けた取組)</b>	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止 貸付の利用者が主に収入の低い世帯であるため、償還が滞るだけでなく、多重債務やさらには自己破産に陥る危険性もある。そのような状況にならないよう厳正な貸付要件の審査や効果的・効率的な償還指導が必要である。					

温暖化対策（緩和策・適応策）に関する評価			
<b>事業の分類</b>	【緩和策】 温室効果ガスの削減・吸収に 寄与しない	【緩和策】 の分類を選択してください	分野
	【適応策】 気候変動による環境変化への適応に 寄与しない	【適応策】 の分類を選択してください	分野
	理由	地球温暖化対策と関連付けることは難しい事業です。	
実行計画との関連	27年度時点で横浜市地球温暖化対策実行計画の 対象事業ではない		

(様式②-1) 平成28年度事業計画書 (局・統括本部)

[ こども青少年局 こども家庭課 ]

事業名		
1	2	1
母子父子寡婦福祉資金事務費		

特記事項	
中期計画-戦略	
中期計画-基本政策	
新規拡充	

戦略番号	
戦略番号	

基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	貸付金収入	諸収入	市債	一般財源
28年度	27,227	0		305	42		26,880
補助事業							
単独事業		補助率	%				
27年度	27,030			305	42		26,683
増△減	197	0	0	0	0	0	197

歳出		24年度	25年度	26年度
予	事業費	29,676	29,861	27,627
算	市債+一般財源	29,400	29,575	27,285
決	事業費	16,335	16,389	22,837
算	市債+一般財源	15,779	16,045	22,360

歳出		29年度	30年度
予	事業費	27,227	27,227
算	市債+一般財源	26,880	26,880

方針に関する決裁 種別( ) 有 ( ) 無 ( )

【 事業の概要及び28年度実施内容 】

- 事業目的  
母子父子寡婦福祉資金の貸付や償還に必要な事務を行う
- 事業内容  
貸付決定、償還開始通知、完了通知、滞納者への連絡等郵送。償還指導経費、システム委託費等。
- 財源の構成及び内訳

```

A 繰入金
├── a 貸付金充当繰入
└── b 事務費充当繰入
B 貸付金元利収入
C 繰越金
D 市債 (国庫貸付金)
E 諸収入
    
```

【 実績の推移・今後見込み 】

	23年度実績	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度見込	28年度見込	29年度見込
金額 (千円)	16,041	16,335	16,389	22,837	27,030	27,227	27,227

【 事業費の内訳 】 (単位：千円)

	28年度	27年度	差引	説明
償還指導員経費	9,414	9,377	37	嘱託員の賃金及び社会保険料の増
システム運用委託費	5,000	5,000	0	
その他事務費	12,813	12,653	160	電話納付案内の架電件数の増
合計	27,227	27,030	197	

【 事業スケジュール 】

- 母子父子寡婦福祉資金事務  
年間を通して貸付事務、償還事務を行う。

【 事業開始年度 】  
昭和28年度

【 根拠法令 】

国：母子及び父子並びに寡婦福祉法 (昭和39年7月1日 法律第129号)  
 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令 (昭和39年7月1日 政令第224号)  
 母子福祉法の施行について (昭和39年8月5日 厚生省児童家庭局長通知)

市：母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則 (昭和39年10月5日 規則第130号)

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	こども家庭係
	谷口 千尋	八木 慶子	小間 裕子

( こども青少年局 - )

## 事業評価書

<b>事業名</b>	1 款 2 項 1 目 <b>母子父子寡婦福祉資金事務費</b>			<b>所管課</b>	こども青少年局こども家庭課					
<b>事業概要 (Plan)</b>	<b>実施根拠</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 法令 <input type="checkbox"/> 条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/> 要綱 <input type="checkbox"/> 中期計画 [戦略] <input type="checkbox"/> [施策] <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> その他 法令等の名称 母子及び父子並びに寡婦福祉法 等								
	<b>目的 (事業開始の経緯)</b>	昭和三十九年に母子福祉施策の中心となる「母子福祉法」が成立（後に「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改正される）し、都道府県（政令市）は、配偶者のない女子及び男子の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、その子どもの福祉の増進のため、資金を貸し付けることとなった。								
	<b>事業内容</b>	母子父子寡婦福祉資金の貸付や償還に必要な事務を行う。								
<b>事業実績 (Do)</b>	<b>達成指標</b>	<b>指標名(単位)</b>	<b>24年度実績</b>	<b>25年度実績</b>	<b>26年度実績</b>	<b>27年度目標</b>				
		金額 (千円)	16,335	16,389	22,837	27,030				
	<b>予算額・執行額、事業費の推移</b>		<b>24年度</b>	<b>25年度</b>	<b>26年度</b>	<b>27年度</b>				
		予算額	29,676千円	29,861千円	27,627千円	27,030千円				
		執行額	16,335千円	16,389千円	22,837千円	—				
		差▲引	13,341千円	13,472千円	4,790千円	—				
		執行率(%)	55%	55%	83%	—				
		<b>人件費</b>	一般職職員	1.0人	1.0人	1.0人	1.0人			
			再任用職員							
	概算人件費	8,692千円	8,375千円	8,728千円	8,728千円					
	総事業費	25,027千円	24,764千円	31,565千円	35,758千円					
	増▲減	—	▲ 263千円	6,801千円	4,193千円					
<b>評価の視点による点検・検証 (Check)</b>	<b>必要性・妥当性</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 必要である <input type="checkbox"/> 必要性に課題がある <input type="checkbox"/> 必要性が低い 母子父子寡婦福祉資金は、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦家庭の自立の促進と福祉の増進のために必要である。								
	<b>有効性</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 成果・効果が上がっている <input type="checkbox"/> 成果・効果を上げる余地がある <input type="checkbox"/> 成果・効果が上がっていない 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦家庭に必要な各種の資金を貸し付けることにより、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るとともに、その扶養されている児童の福祉を増進する。								
	<b>効率性・類似性</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がある <input type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がない 償還業務の委託について、委託範囲の拡大も考えられるが、拡大に伴い内部事務の増大も見込まれる。								
	<b>市民等外部意見を反映する仕組みと反映状況</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ひとり親家庭自立支援計画等の策定の際に実施する意見公募や横浜市政に関する市民からの提案。								
<b>自己評価 (Action)</b>	<b>自己評価</b>	母子父子寡婦福祉資金は、修学、就学支度資金の貸付けを中心に、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦家庭の自立の促進と福祉の増進のために有効に活用されている。								
	<b>今後の方向性 (現状の課題と解決に向けた取組)</b>	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止 貸付の利用者が主に収入の低い世帯であるため、償還が滞るだけでなく、多重債務やさらには自己破産に陥る危険性もある。そのような状況にならないよう厳正な貸付要件の審査や効果的・効率的な償還指導が必要である。								

温暖化対策（緩和策・適応策）に関する評価			
<b>事業の分類</b>	【緩和策】温室効果ガスの削減・吸収に 寄与しない	【緩和策】の分類を選択してください	分野
	【適応策】気候変動による環境変化への適応に 寄与しない	【適応策】の分類を選択してください	分野
	理由	地球温暖化対策と関連付けることは難しい事業です。	
実行計画との関連	27年度時点で横浜市地球温暖化対策実行計画の 対象事業ではない		



(様式②-1) 平成28年度事業計画書 (局・統括本部)

[ 子ども青少年局 子ども家庭課 ]

事業名		
1 款	3 項	1 目
公債費元金		

特記事項	
中期計画-戦略	
中期計画-基本政策	
新規拡充	

戦略番号	
戦略番号	

基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	

(単位: 千円)

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	繰越金	市債	一般財源
28年度	348,027	0		348,027	0	0
補助事業 単独事業		補助率	%			
27年度	535,401			535,401		0
増△減	△ 187,374	0	0	△ 187,374	0	0

歳出		24年度	25年度	26年度
予 算	事業費	0	66,371	306,500
決 算	市債+一般財源	0	0	0
予 算	事業費	0	66,371	396,134
決 算	市債+一般財源	0	0	0

歳出		29年度	30年度
予 算	事業費	0	0
決 算	市債+一般財源	0	0

方針に関する決裁 種別( )  
有 ( ) (無)

【 事業の概要及び28年度実施内容 】

- 事業目的  
国が定める基準額を剰余金（繰越金）が超えた場合、超過額の一部を国に償還する必要があります。  
27年度に基準額を繰越金が超過したため、28年度に償還します。
- 事業内容  
国から借入れている母子父子寡婦福祉資金貸付金の一部を国に償還します。
- 財源の構成及び内訳
  - A 繰入金
    - a 貸付金充当繰入
    - b 事務費充当繰入
  - B 貸付金元利収入
  - C **繰越金**
  - D 市債（国庫貸付金）
  - E 諸収入

【 実績の推移・今後見込み 】

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度見込
国の基準額	971,817	761,395	698,518	660,569	707,319
繰越金（前年度）	1,071,297	1,355,146	1,501,010	1,182,213	525,336
超過額	99,480	593,751	802,492	521,644	△ 181,983
金額（千円）	66,371	396,134	535,401	348,027	0

【 事業費の内訳 】

	28年度	27年度	差 引
市債（国庫貸付金）（千円）	<b>348,027</b>	535,401	△ 187,374

【 事業スケジュール 】  
平成28年8月末までに国に償還します。

【 事業開始年度 】  
昭和28年度

【 根拠法令 】  
母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年7月1日 法律第129号）  
母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年7月1日 政令第224号）

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	子ども家庭係
	谷口 千尋	八木 慶子	小間 裕子

( 子ども青少年局 - )

## 事業評価書

<b>事業名</b>	1 款 3 項 1 目 <b>公債費元金</b>	<b>所管課</b>	こども青少年局こども家庭課				
<b>事業概要 (Plan)</b>	<b>実施根拠</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 法令 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/> 要綱 <input type="checkbox"/> 中期計画〔戦略〕 <input type="checkbox"/> [施策] <input type="checkbox"/> その他 <b>法令等の名称</b> 母子及び父子並びに寡婦福祉法					
	<b>目的 (事業開始の経緯)</b>	昭和39年に母子福祉施策の中心となる「母子福祉法」が成立（後に「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改正される）し、都道府県（政令市）は、配偶者のない女子及び男子の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、その子どもの福祉の増進のため、資金を貸し付けることとなった。					
	<b>事業内容</b>	国が定める基準額を剰余金（繰越金）が超えた場合、超過額の一部を国に償還する。					
<b>事業実績 (Do)</b>	<b>達成指標</b>	<b>指標名(単位)</b>	<b>24年度実績</b>	<b>25年度実績</b>	<b>26年度実績</b>	<b>27年度目標</b>	
		金額（千円）	0	66,371	396,134	535,401	
	<b>予算額・執行額、事業費の推移</b>			<b>24年度</b>	<b>25年度</b>	<b>26年度</b>	<b>27年度</b>
		<b>予算額</b>	0千円	66,371千円	306,500千円	535,401千円	
		<b>執行額</b>	0千円	66,371千円	396,134千円	—	
		<b>差▲引</b>	0千円	0千円	△ 89,634千円	—	
		<b>執行率(%)</b>	—	100%	129%	—	
		<b>人件費</b>	<b>一般職職員</b>	1.0人	1.0人	1.0人	1.0人
			<b>再任用職員</b>	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
<b>概算人件費</b>	8,692千円		8,375千円	8,728千円	8,728千円		
	<b>総事業費</b>	8,692千円	74,746千円	404,862千円	544,129千円		
	<b>増▲減</b>	—	66,054千円	330,116千円	139,267千円		
<b>評価の視点による点検・検証 (Check)</b>	<b>必要性・妥当性</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 必要である <input type="checkbox"/> 必要性に課題がある <input type="checkbox"/> 必要性が低い 貸付金額の減少もあり、貸付金収入（償還金）及び繰越金（剰余金）で歳出を賄うことができるため、平成21年度より国からの借入れは行っていない。25年度から償還をしており、28年度まで償還が発生する見込み。					
	<b>有効性</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 成果・効果が上がっている <input type="checkbox"/> 成果・効果を上げる余地がある <input type="checkbox"/> 成果・効果が上がっていない 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦家庭に必要な各種の資金を貸し付けることにより、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るとともに、その扶養されている児童の福祉を増進する。					
	<b>効率性・類似性</b>	<input type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がない 法律に基づく国への償還のため					
	<b>市民等外部意見を反映する仕組みと反映状況</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ひとり親家庭自立支援計画等の策定の際に実施する意見公募や横浜市政に関する市民からの提案。					
	<b>自己評価 (Action)</b>	<b>自己評価</b> 法律に基づき償還を行う  <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 現状維持 <input checked="" type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止  <b>今後の方向性 (現状の課題と解決に向けた取組)</b> 29年度には、国の基準額を下回り、償還は発生しない見込み。					

温暖化対策（緩和策・適応策）に関する評価			
<b>事業の分類</b>	【緩和策】：温室効果ガスの削減・吸収に 寄与しない	【緩和策】の分類を選択してください	分野
	【適応策】：気候変動による環境変化への適応に 寄与しない	【適応策】の分類を選択してください	分野
	<b>理由</b>	地球温暖化対策と関連付けることは難しい事業です。	
<b>実行計画との関連</b>	27年度時点で横浜市地球温暖化対策実行計画の 対象事業ではない		

(様式②-1) 平成28年度事業計画書 (局・統括本部)

[ こども青少年局 こども家庭課 ]

事業名	
1 款 4 項 1 目	
一般会計繰出金	

特記事項	
中期計画-戦略	
中期計画-基本政策	
新規拡充	

戦略番号	
戦略番号	

基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	

(単位: 千円)

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	繰越金	市債	一般財源
28年度	173,618	0		173,618		0
補助事業 単独事業		補助率	%			
27年度	267,092			267,092		0
増△減	△ 93,474	0	0	△ 93,474	0	0

歳出		24年度	25年度	26年度
予 算	事業費	0	33,111	153,500
決 算	市債+一般財源	0	0	0
予 算	事業費	0	33,110	197,616
決 算	市債+一般財源	0	0	0

歳出		29年度	30年度
予 算	事業費	0	0
決 算	市債+一般財源	0	0

方針に関する決裁 種別( ) 無

【 事業の概要及び28年度実施内容 】

- ・ 事業目的  
国が定める基準額を剰余金(繰越金)が超え、超過額を国に償還した場合、超過額の一部を特別会計から一般会計へ繰り入れることが可能です。
- ・ 事業内容  
国から借入れている母子父子寡婦福祉資金貸付金の一部を国に償還し、残額を特別会計から一般会計に繰入れます。
- ・ 財源の構成及び内訳

- A 繰入金
  - a 貸付金充当繰入
- B 貸付金元利収入
  - b 事務費充当繰入
- C 繰越金
- D 市債(国庫貸付金)
- E 諸収入

【 実績の推移・今後見込み 】

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度見込
国の基準額	971,817	761,395	698,518	660,569	707,319
繰越金(前年度)	1,071,297	1,355,146	1,501,010	1,182,213	525,336
超過額	99,480	593,751	802,492	521,644	△181,983
金額 (千円)	33,110	197,616	267,092	173,618	0

【 事業費の内訳 】

	28年度	27年度	差 引
市債(国庫貸付金) (千円)	173,618	267,092	△ 93,474

【 事業スケジュール 】

国に償還後(平成28年8月以降)、特別会計から一般会計へ繰入れます。

【 事業開始年度 】

昭和28年度

【 根拠法令 】

母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年7月1日 法律第129号)  
母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年7月1日 政令第224号)

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	こども家庭係
	谷口 千尋	八木 慶子	小間 裕子

( こども青少年局 - )

## 事業評価書

<b>事業名</b>	1 款 4 項 1 目 一般会計繰出金	<b>所管課</b>	こども青少年局こども家庭課				
<b>事業概要 (Plan)</b>	<b>実施根拠</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 法令 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/> 要綱 <input type="checkbox"/> 中期計画〔戦略〕 <input type="checkbox"/> [施策] <input type="checkbox"/> その他 法令等の名称    母子及び父子並びに寡婦福祉法					
	<b>目的 (事業開始の経緯)</b>	昭和三十九年に母子福祉施策の中心となる「母子福祉法」が成立（後に「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改正される）し、都道府県（政令市）は、配偶者のない女子及び男子の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、その子どもの福祉の増進のため、資金を貸し付けることとなった。					
	<b>事業内容</b>	国が定める基準額を剰余金（繰越金）が超え、超過額を国に償還した場合、超過額の一部を特別会計から一般会計へ繰り入れる。					
<b>事業実績 (Do)</b>	<b>達成指標</b>	指標名(単位)	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度目標	
		金額(千円)	0	33,110	197,616	267,092	
	<b>予算額・執行額、事業費の推移</b>		24年度	25年度	26年度	27年度	
		予算額	0千円	33,111千円	153,500千円	267,092千円	
		執行額	0千円	33,110千円	197,616千円	—	
		差▲引	0千円	1千円	△ 44,116千円	—	
		執行率(%)	—	100%	129%	—	
		人件費	一般職職員	1.0人	1.0人	1.0人	1.0人
			再任用職員				
概算人件費	8,692千円		8,375千円	8,728千円	8,728千円		
	総事業費	8,692千円	41,485千円	206,344千円	275,820千円		
	増▲減	—	32,793千円	164,859千円	69,476千円		
<b>評価の視点による点検・検証 (Check)</b>	<b>必要性・妥当性</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 必要である <input type="checkbox"/> 必要性に課題がある <input type="checkbox"/> 必要性が低い 貸付金額の減少もあり、貸付金収入（償還金）及び繰越金（剰余金）で歳出を賄うことができるため、平成21年度より国からの借入れは行っていない。25年度から国への償還をしており、28年度まで償還が発生する見込みのため、一般会計への繰り入れも発生する。					
	<b>有効性</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 成果・効果が上がっている <input type="checkbox"/> 成果・効果を上げる余地がある <input type="checkbox"/> 成果・効果が上がっていない 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦家庭に必要な各種の資金を貸し付けることにより、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るとともに、その扶養されている児童の福祉を増進する。					
	<b>効率性・類似性</b>	<input type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がない 法律に基づく国への償還に伴う繰入のため					
	<b>市民等外部意見を反映する仕組みと反映状況</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ひとり親家庭自立支援計画等の策定の際に実施する意見公募や横浜市政に関する市民からの提案。					
	<b>自己評価 (Action)</b>	自己評価 法律に基づき繰入を行う。					
	<input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 現状維持 <input checked="" type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止						
<b>今後の方向性 (現状の課題と解決に向けた取組)</b>	29年度には、国の基準額を下回り、一般会計への繰入は発生しない見込み。						

温暖化対策（緩和策・適応策）に関する評価			
<b>事業の分類</b>	【緩和策】：温室効果ガスの削減・吸収に	寄与しない	【緩和策】の分類を選択してください 分野
	【適応策】：気候変動による環境変化への適応に	寄与しない	【適応策】の分類を選択してください 分野
	理由	地球温暖化対策と関連付けることは難しい事業です。	
<b>実行計画との関連</b>	27年度時点で横浜市地球温暖化対策実行計画の 対象事業ではない		